事務連絡

令和6年5月9日

地域包括支援センター長　様

介護サービス事業所長　様

日野市介護保険課長

竹石　幸司

総合事業の送迎減算に係る取扱いについて

　日頃より、日野市政にご理解・ご協力をいただき、まことにありがとうございます。

　総合事業の送迎減算の取扱いについて、下記のとおり通知いたします。

　送迎減算の取扱いについて

* 基本報酬は送迎にかかる費用も包括しているため、利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき送迎減算分の単位数を所定単位数から減算する必要がある（週１回程度の利用の場合、最大８回・週２回程度利用の場合、最大１６回減算。）。ただし、送迎が計画上にあるかどうかに関わらず、サービス自体を提供していない日は減算を行わない(厚労省確認済)。

なお、もともと送迎を行っていない事業者については、実際のサービス利用の有無によらず、最大回数分の送迎減算を算定する。

(例)送迎を行っている事業所の利用者が、体調不良に伴い１回欠席した。

　→　サービス自体を提供していない日なので、減算しない。

(例)送迎を行っていない事業所の利用者が、体調不良に伴い１回欠席した。

　→　送迎減算の最大回数を算定する（週１回程度の利用の場合、最大８回・週２回程度利用の場合、最大１６回減算。）が、欠席１回分については、サービス自体を提供していない日なので、減算しない　⇒　週１回程度利用であれば、8－2＝６回分減算

* 利用日を曜日で定めている場合、月によっては標準的な回数(週１回程度であれば月４回、週２回であれば月８回)と一致しない場合がある。この場合、減算の適用回数上限が示されていることを鑑み、下記のように取り扱う。

週1回程度の利用者の場合

(例) 送迎(往復)を行っている事業所でサービスを月5回提供した。

(例) 送迎(往復)を行っている事業所でサービスを月3回提供した。

　→　送迎減算は適用しない。

(例) 送迎(片道)を行っている事業所でサービスを月5回提供。

　→　送迎減算の適用回数上限が8回であるが、

上限が月4回利用を想定していることを鑑み、4回分のみ減算する。

(例) 送迎(片道)を行っている事業所でサービスを月5回提供したが、うち１回は送迎を行わなかった。

　→　上限が月4回利用を想定していることを鑑み、まず4回分減算し、

加えてサービス提供日に送迎をしていないため、１回分減算→合計５回分減算。

(例) 送迎(片道)を行っている事業所でサービスを月3回提供。

→　サービスを提供していない日は減算しないため、  
サービス提供日に送迎を行わなかった回数分＝３回分のみ減算する。

(例) 送迎を行っていない事業所でサービスを月5回提供した。

　→　サービス計画上、送迎は行わないものとなっているため、  
提供回数によらず8回分の送迎減算を算定する。

(例) 送迎を行っていない事業所でサービスを月3回だけ提供した。

　→　サービスを提供していない日は減算しないため、サービス提供日に送迎を行わなかった回数分＝３往復分、６回分のみ減算する。

　なお、４月提供分の請求について、過誤申請をする必要がある場合、6/20までに過誤申し立てを行っていただき、７月以降に請求を行ってください。

* 根拠資料
* 老認発０３１５第５号『介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について』(令和６年３月15日付)

第３　訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの単位数表に関する事項　＞　３　通所型サービス費　　＞　(5)　送迎を行わない場合の減算について

「利用者が自ら指定相当通所型サービス事業所に通う場合、利用者の家族等が指定相当 通所型サービス事業所への送迎を行う場合など、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者が利用者の居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。」

* 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準　第５１条　第３項(徴収可能な費用)

…送迎に関しては、「通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用」のみ徴収可能となっているため、通常の費用は基本報酬に包括されていると判断。